# 東播海岸の管理に関する検討会 規約

## (趣旨)

第1条 本規約は、「東播海岸の管理に関する検討会」(以下「検討会」という。)の設置について、必要な事項を定めるものである。

## (目的)

第2条 検討会は、学識経験者及び関係行政機関において、これまでの東播海岸の管理(巡視) について検証し、今後の東播海岸の管理のあり方、具体の管理手法について提言をとりまと めることを目的とする。

# (組織等)

- 第3条 検討会委員は、別表に示すとおりとする。
- 2 委員の任期は、平成23年3月31日までの間とする。
- 3 委員の追加について、必要と認める場合には、検討会において審議し、事務局に要請する ことができる。

# (座長)

- 第4条 検討会には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
- 2 座長は会務を総括し、検討会を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

#### (議事等)

- 第5条 検討会は、座長が招集する。
- 2 検討会は、必要に応じて専門的な知識を有する方に意見を聞くことができる。

#### (情報公開)

第6条 検討会及び検討会議事に関する情報は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

## (事務局)

第7条 検討会の事務局は、近畿地方整備局姫路河川国道事務所が行う。

### (雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

# 付則

この規約は、平成22年 6月10日から施行する。

# 別表

氏名又は役職				
関	口	秀	雄	(京都大学名誉教授)
辻	本	剛	Ξ	(神戸市立工業高等専門学校都市工学科教授)
出	П	_	郎	(大阪大学大学院工学研究科教授)
北	後	明	彦	(神戸大学都市安全研究センター教授)
兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長				
神戸市建設局公園砂防部長				
明石市土木部長				
近畿地方整備局河川部地域河川調整官				
近畿地方整備局姫路河川国道事務所長				

(敬称略)